



安心して働くことができる労働環境をめざして 「新型コロナウイルスに関する緊急申し入れ」を提出

1月28日に政府は、新型コロナウイルスによる肺炎について「指定感染症」に指定することを閣議決定し、厚生労働省は2月17日「風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続くか、強いだるさや息苦しさがある人は、全国の保健所に設けられた帰国者・接触者相談センターに相談するように」との目安を公表しました。

当社は公共性の高い交通機関として、多くのお客さまと接触する機会が多く、勤務中の社員が万が一、新型コロナウイルスに感染した場合の取り扱いなどを明確にする必要があります。



お客さまが安心してご利用できる鉄道と 働く者が健康で安心できる環境をつくる必要がある！

日々、感染が拡大し続ける中、現場で働く組合員や社員からは不安の声が寄せられています。会社として「感染を予防する」「感染の疑いがある」「感染した」など、それぞれの事象に対して統一的な取り扱いなどを明確にする責務があります。

東日本ユニオンは、お客さまが安心してご利用できる鉄道とともに、働く者が健康で安心して働く職場環境を早急に構築するため、2月20日、申第22号「『新型コロナウイルス』に関する緊急申し入れ」を経営側に提出しました。

1. 感染防止の観点から、鉄道輸送に直接影響の無い自己啓発等に関する研修や会議、出張を当面の間、中止または延期すること。
2. 感染の疑いのある社員の就業制限について明確にし、社員周知を図ること。
3. 感染した社員の就業制限について明確にし、社員周知を図ること。
4. お客さまがご利用になる駅構内、車内における感染予防の考え方について明らかにすること。

私たちも「うがい」や「手洗い」
「マスクの着用」など
感染防止に努めていきましょう！

